

京都市告示第 449号

京都市西京極総合運動公園条例第2条の規定に基づき、次のとおり、西京極総合運動公園アイススケートリンク及びサブプールの使用を停止します。

平成 16 年 3 月 29 日

京都市長 榎 本 頼 兼

アイススケートリンクの使用を停止する期間

平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 4 月 30 日まで

サブプールの使用を停止する期間

平成 15 年 5 月 6 日から平成 15 年 5 月 22 日まで

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)